平成２２年（フ）第３０５９号
大阪市東成区大今里南１丁目11番14号　オリエンタル大今里602号
債務者　城内　英希
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２号
熊本県人吉市鬼木町653番地　宮園住宅１号
債務者　中村　順美（旧姓野田）
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月25日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第８７号
愛知県豊川市本野町西野添41番地の３
債務者　儀間　博文
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第９６号
愛知県豊川市長沢町大覚697番地
債務者　近藤　由香
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１０６号
愛知県豊橋市佐藤１丁目９番地の１－４－1008
債務者　中野　貞夫
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１０７号
愛知県田原市田原町晩田76番地　アルカディア103号
債務者　富田　真行
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１０４４号
岡山市北区清輝本町２番11号
債務者　渡邉　貴郁
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６５号
岡山市南区福富西３丁目４番７号
債務者　田中　勇
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４２号
岡山市中区原尾島２丁目10番28－５号
債務者　三浦　敦子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５６号
岡山県玉野市田井５丁目20番23号
債務者　橘　　幸子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５８号
岡山市東区益野町452番地１
債務者　田中　義和
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９４号
岡山市北区今８丁目２番27号　ＲＭハイツ202
債務者　小谷　信二
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０５号
岡山県備前市伊部1895番地５、住民票上の住所岡山県備前市浦伊部1025番地35
債務者　吉岡　勝利
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１４号
岡山市北区京町１番25号　ダイアパレス京町Ⅱ－403号
債務者　三澤　正利
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４９号
岡山市南区豊成３丁目23番23号　ロビニエ豊成302号
債務者　塩野ゆみえ
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７１４０号
千葉県勝浦市興津2665－１
債務者　忍足　秀夫
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部